

養父市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

平成 21 年 6 月 26 日制定規程第 6 号
平成 23 年 11 月 24 日制定規程第 5 号
令和元年 11 月 22 日規程第 5 号

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人養父市社会福祉協議会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項を努めるものとする。

- (1) 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

3 上記のほか「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第 38 号、平成 11 年 3 月 31 日付）」第 13 条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 養父市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 兵庫県養父市八鹿町下網場 320 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 2 名以上とする
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間外は、留守番電話転送により管理者が相談を受け付け対応する。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドライン（社会福祉法人全国社会福祉協議会2009年4月発行）とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、市の境界線から、1キロメートルごとに50円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、養父市の区域とする。

(緊急時等の対応)

第10条 介護支援専門員は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の状態に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人養父市社会福祉協議会が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

2 「養父市社会福祉協議会八鹿居宅介護支援事業所運営規程」(平成16年度規程第29号)、「養父市社会福祉協議会大屋居宅介護支援事業所運営規程」(平成16年度規程第30号)、「養父市社会福祉協議会関宮居宅介護支援事業所運営規程」(平成17年度規程第10号)は、平成21年5月31日をもって廃止する。

附 則 (平成23年11月24日制定規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年11月22日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、批正31年4月1日から適用する。